

「水源林・水源・地下水保全対策部会」報告書 概要

【外国資本等の取得により危ぶまれている課題】

- ①目的が不明な土地取引による水道水等の濁水などの懸念、不安感
- ②所有者と連絡が取れず、路網整備や森林整備への支障
- ③持続的な水源林・水源地機能の維持・管理

【国の取組】

- ① 森林法の一部改正(平成23年4月22日公布)
  - ・森林所有者情報に係る行政機関内部での情報の共有、及び他機関へ提供依頼
  - ・国土利用計画法の届出の対象にならない森林所有者の変更にしても、新たな森林所有者は市町村長へ届出よう改正
  - ・土地所有者が不明の場合での間伐等の施業代行制度・無届伐採に対し、新たな伐採の中止及び伐採後の造林命令
- ② 「地下水の利用の規制に関する緊急措置法案」が現在国会で審議中

【県の取組】

「水源林・水源・地下水保全対策部会」をH23. 2. 8に設置  
[庁内5部7課1室] (部会:5回開催)

【市町村の取組】

地下水等水資源の保全を目的に、近接市町村との広域的な取組や市町村独自による取組みが始まっている。  
(佐久市、佐久広域、上伊那広域、安曇野市、中信4市)

【部会の検討概要】

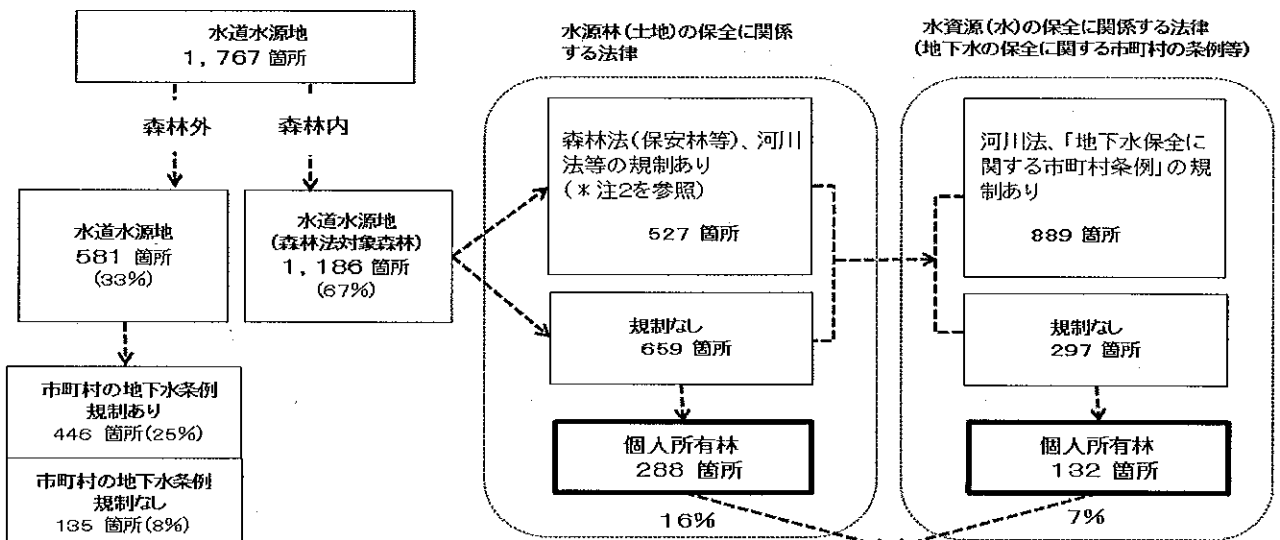
1 現行制度下における課題の検討

- ・森林所有者情報の収集に関する法律等 ⇒ 森林法の一部改正により、国土利用計画法の届出の対象にならない森林所有者の変更にしても把握できるよう改善された。
- ・水源林(土地)の保全に関する法律等 ⇒ 土地の保全を規制する法律等はあるが、それぞれの法律による保安林、水道水源保全地区、森林整備保全重点地域の指定が開発行為の規制に有効である。
- ・水資源(水)の保全に関する法律等 ⇒ 水の保全を規制する法律等は、河川法、「地下水の保全に関する市町村条例」が有効である。

2 県内の水道水源地についての検討

県内にある1,767箇所(環境部平成18年度調べ)の水道水源地について、法律等による規制状況をGIS(地理情報システム)により検討

(1)現状分析



注1) 水道水源地データは、平成18年度長野県環境部調べ

\*注2) 規制の検討の対象にした法律及び条例は以下のとおり

保安林、砂防指定地、地滑り防止区域、河川法、自然公園法、都市計画法の用途区域、県の条例に定める水道水源保全地区及び森林整備保全重点地域

なお、上記の検討結果の水道水源地の箇所数は、部会が保全対策を講じるために算出した概算数値である。

(2) 課題

- ・水源林（土地）の保全に係る法律等の規制がない個人所有林が288箇所ある。
- ・国及び県においては、地下水の保全を目的とした法律及び条例は制定されていない。
- ・地下水の保全に関する条例のある市町村でも、水量規制の有無や、届出制から許可制などの内容に差があり、有効に機能する規制の在り方について、また、未制定市町村においては条例の制定を検討していく必要がある。
- ・特に保全が必要な水源地においては、取水等を目的とした土地取引等を事前に把握し、水資源保全対策についての的確に対応していく必要がある。

3 今後の対応策

水資源やこれを涵養する水源林は、県民の生活に不可欠な県民共有の貴重な財産であることから、特に重要と認められる水資源及び水源林については、県及び市町村による公的な管理のもとに、持続的な保全を図ることを県の基本的な考え方とする。

このため、規制がない水資源や水源林等について、既存の法律や条例等の活用や新たな制度の創設も視野に以下のとおり対応策を進め、持続的な保全を図る。

(1) 水源林（土地）の保全

ア 保安林指定又は公有林化等

森林資源の保全に向けては、森林が売買されても所有形態に関わらずその公益的機能を持続的に健全な状態で管理していくことが重要である。そのため、水源林についても外国資本、国内企業、個人などの所有者を規制するのではなく、水源涵養機能を発揮できる状態に管理していくことが必要であることから、重要な水源林を明確にした上で、県と市町村が連携し、保安林化や公有林化などを進めて保全に取り組んでいく。

(7) 水道水源地の現状把握（H24年3月まで）

(i) 市町村森林整備計画への位置付け（H24年3月まで）

(ii) 管理の手法の決定及び目標

各水道水源地の状況及び次の考え方にに基づき管理の手法を決定し、推進する。

1 保安林化	2 公有林化	3 契約・協定
・保安林に指定し、伐採や開発を規制	・市町村が水源の土地を購入し、管理	・市町村と森林所有者間の契約・協定等による管理
・指定申請までを平成24年度末を目標	・市町村の予算措置等により平成25年度末を目標	・契約又は協定の締結を平成24年度末を目標

イ 県民に対し、水資源や水源林の大切さを啓発する取組みを実施する。

(7) 県植樹祭、広報誌、ホームページ、シンポジウム等によるPR活動

(i) 林業士等地域リーダーを育成し、地域での保全活動を強化

ウ 新たな森林所有者への指導

届出があった場合、取得目的に応じて森林の保全に関して早期に対処するよう努める。

## (2) 水資源（水）の保全

水資源は県民の生活に不可欠な県民共有の財産であるとの認識のもと、その重要性をしっかりと認識し、市町村とも十分に協議しながら森林内外を問わず水資源の保全に取り組んでいく。

### ア 水源地域における土地取引を事前に把握できる仕組みの検討

水源の保全が必要と認められる地域での、土地取引の事前把握制度の創設について、条例化を視野に環境審議会に諮問する。

### イ 地下水の取水に関する規制の整備

地下水取水に関する規制は、多くの市町村において既に条例により対応している現状を踏まえ、市町村条例により対応していくことを基本とし、県は、市町村条例が地下水の取水に関する今日の課題に対して実効性の上がるものとなるよう、市町村に対し積極的に支援する。

(7) 市町村条例整備にあたり県は、条例整備に係る情報の提供、助言等を積極的に行う。

(8) 水資源の保全が懸念される市町村に対し、最近の水資源をめぐる現状と先進的な取組みを紹介するとともに、必要な助言を行う。

(9) 地域内において、規制のレベル合わせなど、広域的な対応は県が主導して調整に当たる。

### ウ 第5次水環境保全総合計画への反映

平成24年度に策定予定の「水環境保全総合計画」に水資源の保全を重要な柱として位置付け、涵養対策をはじめとする水資源保全対策を計画に反映させる。

- ・水環境保全総合計画で策定した水資源保全対策を基に、地域ごとに県と市町村が協議の上、実効性のある対策を推進する。

### エ 「水資源保全対策地域連絡会議」の設置

地域における水資源保全の在り方や、県と市町村との役割分担などについて協議する場として、地方事務所単位に「水資源保全対策地域連絡会議」を設置し、地域ごとに検討を行う。

構成団体：地方事務所、建設事務所、広域連合、市町村、水道事業者等

検討項目：① 市町村における地下水等水資源の現状把握

② 市町村条例の現状分析、課題整理及び今後の対応策の検討

③ 水源林（土地）の保全に関する県・市町村の取組み

④ 国への要望事項の検討 など

### オ 国への要望

水資源の保全に関し、自治体レベルでの取組みでは対応できない部分については、国に対し法整備等を要望していく。



# 「水源林・水源・地下水保全対策部会」報告書

平成24年2月16日

# 目 次

I	はじめに	1
II	森林買収に係る課題が提起された背景	1
	1 背景	
	2 外国資本等の取得により危ぶまれている課題	
III	国の取組	1
	1 外国資本等による森林買収の実態把握に対する取組	
	2 森林法の一部法律改正	
	3 法律の新設	
IV	市町村等の取組	2
	1 具体的な市町村等の取組内容	
V	長野県における水源林・水源・地下水保全対策部会の取組	3
	1 部会における研究内容の絞り込み	
	2 現行制度下における課題の検討	
	3 県内の水道水源地についての検討	
	4 課 題	
VI	今後の対応策	6

## I はじめに

近年、外国資本等による森林買収の事例が報告され、水資源や森林の持続的な保全が懸念されるなど、県民生活に影響する問題として関心が高くなってきた。

そこで本県では、「長野県水環境保全対策会議幹事会」の下に「水源林・水源・地下水保全対策部会」を設置し、重要な水源林及び水源、地下水の保全対策について研究を行った。

## II 森林買収に係る課題が提起された背景

### 1 背景

#### (1) 世界の水需要

世界の水需要は、世界人口の増加、それに伴う生産活動の発展、生活様式の変化等により水の需要量は着実に増加し、2025年(平成37年)には約1.4倍にもなると予測されている。

世界の水ビジネス市場では100～125兆円と言われており、工業用水の供給や排水処理などの設備投資、運用など水ビジネスは拡大する傾向にある。

このため、世界的な水不足の危機の中で、「水メジャー」といわれる大企業が、世界で水源地を確保しようとする動きが目立っている。

#### (2) 日本の森林・林業の現状

日本では、水源地を含む森林を守る役割を果たしてきた林業は、木材価格の長期にわたる低迷と伐採等に要する人件費等の経費は増大し採算性が悪化するなど、森林所有者の意欲は低下し、適切な森林整備も行われず放置される森林が増加する傾向にある。

### 2 外国資本等の取得により危ぶまれている課題

#### (1) 取得目的が不明の土地取引が行われており、水源の独占や水の採取による水道水等の渇水などの懸念、不安感が生じている。

#### (2) 外国資本等による森林買収が進むと、森林所有者と連絡が取り難くなり、路網整備や森林整備の支障になることが思慮される。

#### (3) 外国資本等が関わる投機的な森林・水源地売買が行われた場合、持続的な水源林・水源地機能が損なわれることが思慮される。

## III 国の取組

### 1 外国資本等による森林買収の実態把握に対する取組

国では平成22年4月から、各都道府県に対して外国資本等による調査を依頼し、県においては各市町村で事例が発生した場合速やかに報告する体制をつくり実態把握に取組んできた。

### 2 森林法の一部法律改正(平成23年4月22日公布)

当該買収の事例が把握されたことから、森林法の一部改正が行われた。

#### (1) 森林所有者情報の共有について(平成23年4月22日施行)

県や市町村において、行政内部での森林所有者情報の利用（国土利用計画法による届出情報など）や他の行政機関に対する森林所有者情報の提供依頼ができるよう改正され、森林所有者情報を共有することが可能になった。

(2) 新たに森林の土地の所有者となった者の把握（平成24年4月1日施行予定）

従来、一定面積以上（注）の森林の売買による、新たに森林の土地の所有者となった者の把握については、国土利用計画法による届出により把握できたが、国土利用計画法の届出の対象にならない所有者の変更については未整備であった。

今回の森林法の改正により、売買、相続、譲渡等、新たに森林の土地の所有者となった者に対し、市町村長への届出を義務付けるよう改正された。（ただし、国土利用計画法の届出をした場合を除く）

（注）市街化区域は2,000m<sup>2</sup>以上、市街化区域以外の都市計画区域は5,000m<sup>2</sup>以上、都市計画区域外は10,000m<sup>2</sup>以上

(3) 森林の適正な管理

ア 土地所有者が不明の場合でも、所定の手続きにより路網の整備を行うことができる制度に改正された。（平成23年7月施行）

イ 土地所有者が不明の場合でも、所定の手続きにより間伐などの施業を代行できる制度に改正された。（平成24年4月施行予定）

(4) 造林未済地の発生防止

無届による伐採について、新たな伐採の中止及び伐採後の造林を命令できる制度に改正された。（平成24年4月施行予定）

### 3 法律の新設

(1) 地下水の利用の規制に関する緊急措置法案の審議

平成22年11月国会へ法案提出され現在も審議中となっている。

その内容は、「国土交通大臣は、地下水の保全のため必要がある場合には、地下水利用規制地域を指定することができる。その規制区域内の井戸で取水を行うには届出が義務付けられ、必要に応じて地下水の取水を禁止することもできる。」などである。

(2) 水循環基本法案（仮称）の検討

「地下水を含めた全ての水は国民共有の財産であり公共性が高い」と位置づける水循環基本法案（仮称）を議員立法により国会へ提出するため、現在、骨子案を水制度改革議連と民主党水政策推進議連により検討中。

## IV 市町村等の取組

地下水等水資源の保全を目的に、近接市町村との広域的な取組や市町村独自による取組が始まっている。

### 1 具体的な市町村等の取組内容

(1) 佐久市



ア 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会を設立（平成 23 年 6 月 27 日設立）  
構成：有識者、関係団体、佐久市、佐久地方事務所、市民等  
目的：佐久市における地下水等水資源の保全に係る方針及び方策について検討し、条例制定を目的とする。

イ 佐久市議員の有志による「水資源等環境研究会」設立（平成 23 年 4 月 21 日設立）  
目的：水資源を保全する方法を検討  
（9 月定例会（9 月 30 日）にて、「地下水・湧水保全都市宣言」を決議）

## (2) 佐久広域

佐久地方連絡調整会議を設立（平成 23 年 6 月 2 日設立）

構成：佐久市、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町、南佐久郡町村会、佐久水道企業団、浅蘆水道企業団

オブザーバー：伊那市、駒ヶ根市、大町市

目的：佐久地域周辺の地下水等水資源を保全していくため、関係市町村及び団体における課題等について、情報交換を行うと共に研究・検討を行う。

（12 月 26 日に共同声明を表明）

## (3) 上伊那広域

水資源を保全するための連絡会議を設立（平成 23 年 10 月 6 日設立）

構成：8 市町村、上伊那森林組合、長野県上伊那広域水道用水企業団、上伊那地方事務所

目的：水資源の確保のため、上伊那全体として連絡会議を通じて情報を共有し、共通した対策を行う。

## (4) 安曇野市

安曇野市地下水保全対策研究委員会を設立（平成 22 年 7 月設立）

目的：地下水に関する市民の意識調査を実施し（H23 年 7 月）、地下水保全対策指針の策定を目指す。また、地下水の利用に関する条例化の検討を行う。

## (5) 中信 4 市

アルプス地域地下水保全対策協議会設立の動き

構成：松本市、安曇野市、大町市、塩尻市

動向：中信 4 市で地下水の保全について、平成 22 年 4 月に研究委員会を立ち上げ、平成 24 年 2 月の協議会設立を予定している。

## V 長野県における水源林・水源・地下水保全対策部会の取組

本部会は、土地売買による水資源及び森林の持続的な保全が懸念されることから、土地売買の現状把握の方法並びに重要な水源林及び水源、地下水の規制及び保全対策を研究項目として、検討を進めている。

## 1 部会における研究内容の絞り込み

今回の報告は、外国資本等が土地所有者から土地（森林）を買収し、水を大量に採取し、運び出すという一連の行為を想定して、現行法での規制及び課題について検討するとともに、県下の水道水源地を全て拾い上げ、各種現行法の指定状況等の把握と今後の保全対策等についてテーマを絞って検討した。

## 2 現行制度下における課題の検討

現行の法律等による規制の中で、森林所有者情報の収集、水源林（土地）の保全、水資源（水）の保全の目的を果たすことができる法律等をそれぞれ拾い出し、その法律等の課題等を検討した。（別紙3）

## 3 県内の水道水源地についての検討

### (1) 水道水源地の現状

県内には水道水源地が1,767箇所（環境部平成18年度調査）あり、長野県統合型GISと森林GIS（GIS：地図情報システム）を用いて調べた結果、1,186箇所が森林内、581箇所が森林外にあることが分かった。

今回の研究では、森林内にある1,186箇所の水源地を対象として下記により検討を行った。

### (2) 検討結果

森林内にある1,186箇所の水道水源地を対象に、「水源林（土地）の保全に関する法律等による規制の現状」と、「水資源（水）の保全に関する法律等による規制の現状」に分けて検討した。

#### ア 水源林（土地）の保全に関する法律等による規制の現状

各水道水源地が、法律等による規制（保安林、砂防指定地、地滑り防止区域、河川法、自然公園法、都市計画法の用途区域、県の条例に定める水道水源保全地区及び森林整備保全重点地域）の規制区域内にあるかどうか箇所毎に検索を行ったところ、別紙1のとおり結果となった。

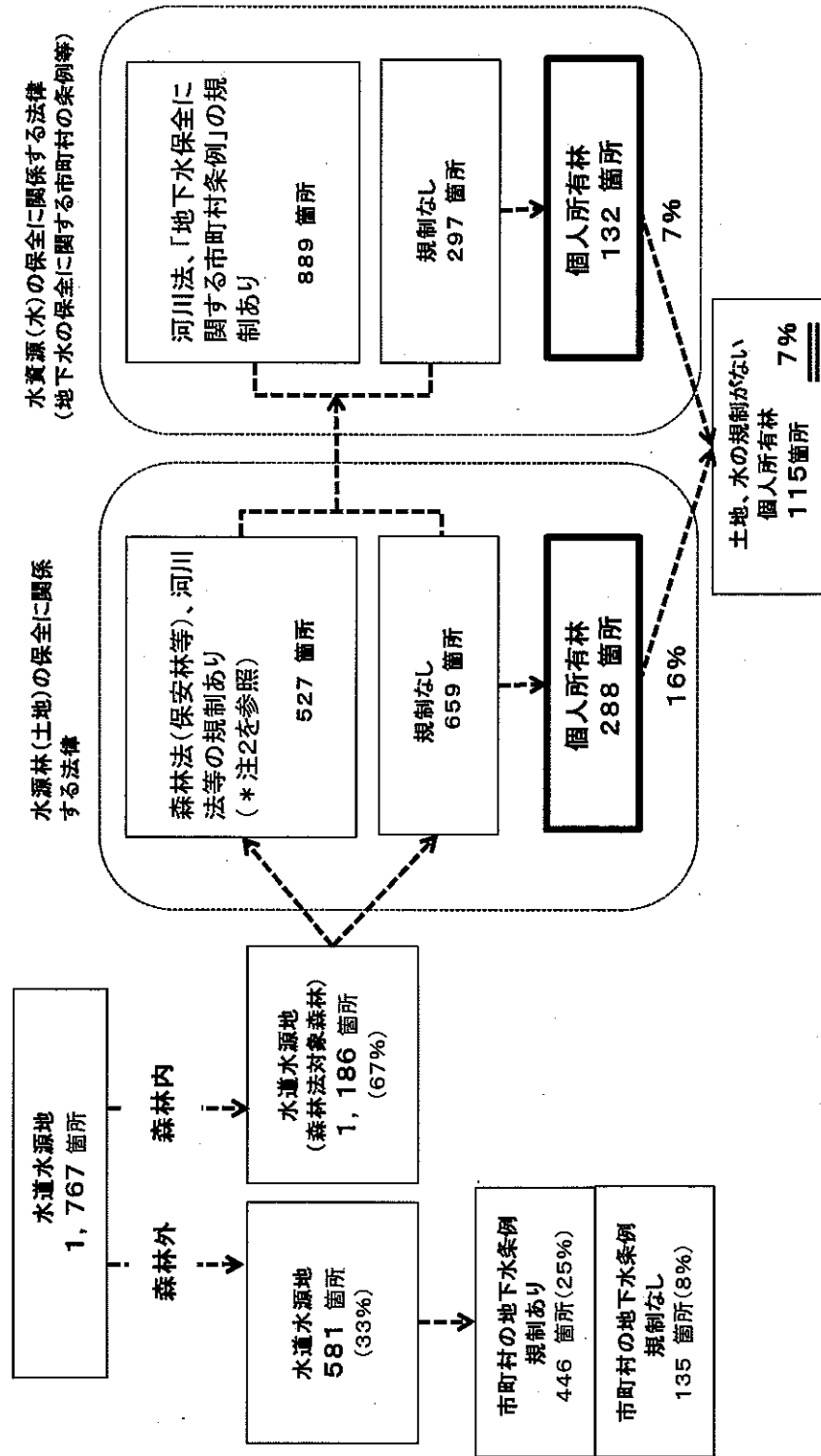
別紙1によると、法律等により規制のある水道水源地は1,186箇所の内の527箇所、また、規制のない水源地は659箇所であった。規制がない659箇所については、水道水源地の土地（森林）の所有者形態を調べたところ、公有林、団体有林等を除く個人所有が288箇所あり、そこから、水資源（水）の保全に関する法律等により規制がある箇所を除くと、水源林（土地）及び水資源（水）に関する法律等の規制がない個人所有が115箇所（25市町村）あることが判明した。

#### イ 水資源（水）の保全に関する法律等による規制の現況

水資源（水）の保全に関する法律等による規制については、1級河川及び準用河川の河川区域内で適用される河川法と市町村が制定している地下水条例があり、森林内にある1,186箇所の水道水源地について、どのような規制状況であるのか箇所毎に調べた。

その結果、別紙1のとおり規制のある水道水源地は、1,186箇所の内889箇所、また、規制がなく個人所有林の水源地は132箇所あり、そこから、水源林（土地）の保全に関

水道水源地に係る法律等による規制の状況



注1) 水道水源地データは、平成18年度長野県環境部調べ

\*注2) 規制の検討の対象にした法律及び条例は以下のとおり  
 保安林、砂防指定地、地滑り防止区域、河川法、自然公園法、都市計画法の用途区域、県の条例に定める水道水源保全地区及び森林整備保全重点地域

なお、上記の検討結果の水道水源地の箇所数は、当部会が保全対策を講じるために算出した概算数値である。

係する法律等により規制がある箇所を除くと、水源林（土地）及び水資源（水）に関する法律等の規制がない個人有林が全体の7%にあたる115箇所（25市町村）あることが判明した。

#### 4 課題

##### (1) 水源林（土地）の保全

水道水源地を有する重要な森林であるにも関わらず、法律等による規制がない個人所有が288か所あることから、保全に向けた取組が必要である。

現行の制度では、①森林法に基づく保安林、②地域活性化事業債を活用した公有林化（平成22年度までの実績：1,916ha）③長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定が開発行為等に有効と考えられるが、森林所有者の同意取得が困難な区域における規制の在り方も検討していく必要がある。

##### (2) 水資源（水）の保全

国及び県においては、地下水の保全を目的とした法律及び条例は制定されていない。

市町村においては、既に45市町村が地下水の保全に関する条例を制定しているが、水量規制の有無や届出制から許可制などの内容に差がある。また、他の32市町村は地下水の保全に関する条例を有していない。

このため、既に条例を有している市町村においては条例を有効に機能させるための規制の在り方について、また、未制定市町村においては条例の制定を検討していく必要がある。

また、森林法の改正により、水源地の所有権移転が事後に把握できることとなったが、地下水の取水等を目的とした土地の取得を事前に把握することは困難な状況である。

このため、特に保全が必要な水源地においては、取水等を目的とした土地取引等を事前に把握し、水資源保全対策についての的確に対応していく必要がある。

## VI 今後の対応策

長野県は多くの水源を擁し、水資源やこれを涵養する水源林は、県民の生活に不可欠な県民共有の貴重な財産であることから、特に重要と認められる水資源及び水源林については、県及び市町村による公的な管理のもとに、持続的な保全を図ることを県の基本的な考え方とする。

このため、今回の検討結果により法律及び条例の規制がない水資源や水源林等について、既存の法律や条例等の活用及び新たな制度の創設も視野に以下のとおり対応策を進め、持続的な保全を図る。

### 1 水源林（土地）の保全

森林資源の保全に向けては、森林が売買されても所有形態に関わらずその公益的機能を持続的に健全な状態で管理していくことが重要である。そのため、水源林についても外国資本、国内企業、個人などの所有者を規制するのではなく、水源涵養機能を発揮できる状態に管理していくことが必要であることから、重要な水源林を明確にした上で、県と市町村が連携し、保安林化や公有林化などを進めて保全に取り組んでいく。

なお、土地取引については、森林法の改正により、新たに森林の所有者となった者の情報（氏名及び取得の目的等）が県及び市町村で共有されることになったため、森林管理については適

正な対応が可能となった。

- (1) 県は市町村の協力を得て、次のア～エにより森林法、河川法など法律等の規制がない個人所有の有林の水道水源地288箇所について、保安林指定又は公有林化等により管理を進める。

ア 水道水源地の現状把握 (H24年3月まで)

管理の手法を決定するため、次の事項について市町村と情報を共有する。

- (ア) 水道水源地の位置、所有者、給水戸数等の現況
- (イ) 水道施設がある区域及びその周辺部についての権利設定の状況

イ 市町村森林整備計画への位置付け (H24年3月まで)

県は、市町村が市町村森林整備計画において水道水源地を重要な水源林の区域として明確に位置付けを行うよう助言する。

ウ 管理の手法の決定

各水道水源地の状況及び次の考え方にに基づき管理の手法を決定する。

1 保安林化	2 公有林化	3 契約・協定
保安林に指定し、伐採や開発を規制 (水源地を含む集水区域の森林を対象)	市町村が水源の土地を購入し、管理 (水源地のみ公有林化し、周囲を保安林にするのも有効)	市町村と森林所有者間の契約・協定等による管理

エ 今後の手続き及び目標

県と市町村は連携し、次の手続きについて目標を定めて進める。

(ア) 保安林化

指定区域を決定し、森林所有者への説明、指定承諾書の取得、指定申請までを平成24年度末を目標に進める。

(イ) 公有林化

区域を決定し、対象地内の森林所有者への説明、市町村の予算措置等により平成25年度末を目標に森林の購入を進める。

(ウ) 契約・協定の締結

保安林化及び公有林化が困難な区域を明らかにし、森林所有者への説明後、平成24年度末を目標に契約又は協定の締結を進める。

- (2) 県民に対し、水資源や水源林の大切さを啓発する取組を実施する。

ア 県植樹祭、広報誌、ホームページ、シンポジウム等によるPR活動

イ 林業士等地域リーダーを育成し、地域での保全活動を強化

- (3) 新たな森林所有者の届出があった場合、市町村とともに取得目的に応じて森林の保全に関して早期に対処するよう努める。

## 2 水資源（水）の保全

水資源は県民の生活に不可欠な県民共有の財産であるとの認識のもと、その重要性をしっかりと認識し、市町村とも十分に協議しながら、森林内外を問わず水資源の保全に取り組んでいく。

### (1) 水源地域における土地取引事前把握できる仕組みの検討

水源の保全が必要と認められる地域での、土地取引の事前把握制度の創設について、条例化を視野に環境審議会に諮問する。

### (2) 地下水の取水に関する規制の整備

地下水取水に関する規制は、多くの市町村において既に条例により対応している現状を踏まえ、市町村条例により対応していくことを基本とし、県は、市町村条例が地下水の取水に関する今日の課題に対して実効性の上がるものとなるよう、市町村に対し積極的に支援する。

ア 市町村条例整備にあたり県は、条例整備に必要な情報の提供、条例整備に係る疑問や課題に対する助言等を積極的に行う。

イ 水資源の保全が図られないことが懸念される市町村に対し、最近の水資源をめぐる現状と先進的な取組を紹介するとともに、必要な助言を行う。

ウ 地域内において、規制のレベル合わせが必要な場合など、広域的な対応については県が主導して調整に当たる。

### (3) 第5次水環境保全総合計画への反映

平成24年度に策定予定の「水環境保全総合計画」に水資源の保全を重要な柱として位置付け、涵養対策をはじめとする水資源保全対策を計画に反映させる。

・水環境保全総合計画で策定した水資源保全対策を基に、地域ごとに県と市町村が協議の上、実効性のある対策を推進する。

### (4) 「水資源保全対策地域連絡会議」の設置

地域における水資源保全の在り方や、県と市町村との役割分担などについて協議する場として、地方事務所単位に「水資源保全対策地域連絡会議」を設置し、地域ごとに検討を行う。

構成団体：地方事務所、建設事務所、広域連合、市町村、水道事業者等

検討項目：① 市町村における地下水等水資源の現状把握

② 市町村条例の現状分析、課題整理及び今後の対応策の検討

③ 水源林（土地）の保全に関する県・市町村の取組

④ 国への要望事項の検討 など

### (5) 国への要望

水資源の保全に関し、自治体レベルでの取組では対応できない部分については、国に対し法整備等を要望していく。

## 別紙 2

居住地が海外にある外国法人等による森林取得の事例

都道府県	市町村	取得主体	住所地	件数	森林面積	利用目的
北海道	蘭越町	個人	ギリシャ	1	5	資産保有・販売等
		法人	中国(香港)	3	64	資産保有・販売等
		小計		4	69	
	留寿都村	法人	オーストラリア	2	20	資産保有・転売等
	黒松内村	個人	アメリカ合衆国	1	4	
	倶知安町	法人	中国(香港)	10	119	資産保有・転売、商業施設、その他
		個人	ニュージーランド シンガポール	3	60	資産保有・転売、現行利用、その他
		小計		13	179	
	二セコ町	法人	中国(香港)	5	9	資産保有・転売、現行利用、その他
		個人	中国(香港)	6	18	資産保有・転売、住宅(販売)、その他
		小計		11	27	
	赤井川村	個人	アメリカ合衆国	1	0.5	
	砂川市	法人	英領ヴァージン諸島	1	292	牧草地
	幌加内町	個人	アメリカ合衆国	1	10	
	清水町	個人	台湾	1	3	資産保有・販売等
標津町	個人	アメリカ合衆国	1	0.4		
	合 計			36	604.9	
山形県	米沢市	個人	シンガポール	1	10	資産保有等
	合 計			1	10	
神奈川県	箱根町	法人	英領ヴァージン諸島	1	0.6	別荘(自用)
	合 計			1	0.6	
長野県	軽井沢町	法人	英領ヴァージン諸島	1	3	別荘地造成
	合 計			1	3	
兵庫県	神戸市	法人	アメリカ合衆国	1	2	現況利用
	合 計			1	2	
	計			40	620.5	

別紙3

現行法の目的及び課題等

(1) 森林所有者情報の収集に関する法令

法律名	法の目的	手続き	指定条件	対象行為	規制方法	課題	検討及び対応
国土利用計画法	土地取引の規制、土地利用の調整及び総合的かつ計画的な国土の利用を図る	土地売買等契約後の事後届出	—	市街化区域は0.2ha以上、市街化区域以外の都市計画区域は0.5ha以上、都市計画区域外1.0ha以上の土地売買	届出	本届出を基に森林所有者情報を収集することは、個人情報目的の目的外利用になる。	平成23年7月の長野県個人情報保護運営審議会へ諮り、国土利用計画法による届出情報について、土地対策室と森林政策課間での共有化が図られた。
森林法	森林の持続的増進と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資する。	土地売買等契約後の事後届出	—	売買、相続、贈与等、新たに森林の土地の所有者になった旨の届出(国土利用計画法の届出をした場合を除く)	届出	国土利用計画法の届出の対象にならない森林所有者の変更については、これまで届出の義務がなく実態が掴められなかった。	森林法が一部改正され、平成24年4月1日から施行される

(2) 水源林(土地)の保全に関する法令

法律名	法の目的	規制地域	指定条件	対象行為	規制方法	課題	検討及び対応
自然公園法	優れた自然の風景地の保護、利用の増進を図り、国民の健康、休養及び教化に資する	国立公園内の特別地域(法20) 特別保護地区(法21)	国立公園は環境大臣が、国立公園は知事の申請により環境大臣が指定する。	① 工作物の新築 ② 土石の採取 ③ 土地の形状変更 ④ 木竹の伐採等	許可	自然公園の指定地域では、風致景観に支障がないなど一定条件下では許可される。	規制地域が比較的上流部であり、取水等の行為は考えにくい。
国立自然公園条例	—	県立自然公園内特別地域(条8)	知事が指定	① 工作物の新築 ② 土石の採取 ③ 土地の形状変更	許可・届出	—	—
長野県自然環境保全条例	自然環境の保全に関する施策を総合的に推進する	自然環境保全地域(条10、12) 郷土環境保全地域(条17)	知事が指定	地域内での一定の行為	許可・届出	限られた地域の中での規制であり、土地の保全には有効であるが、取水等の規制とはならない	指定地域内での取水等の大規模な行為は考えにくい。
		大規模開発調整地域(条20)	知事が指定(自然公園区域、自然環境保全、郷土環境保全地区、都市計画区域、農用地区域以外の区域)	地域内の1ha超の土石の採取	届出	届出行為であり、一定要件を満たせば受理せざるを得ない。1ha未満の行為は対象外	—



法律名	法の目的	規制地域	指定条件	対象行為	規制方法	課題	検討及び対応
森林法	森林の保護増進と森林在産力の増進とを両立し、もって国土の保全と国民経済の発展とに資する。	保安林 (法25.25の2)	農林水産大臣又は知事は森林を保安林として指定することができる。 1 水源かん養 2 土砂の流失の防備 3 土砂の崩壊の防備 ほか	○森林以外への転用	解除 許可	森林内における開発行為に対する許可基準は最も厳しい。また、指定により規制上の優遇措置も設けられている。しかしながら指定に必要な所有者の同意取得が課題となっている。	所有者の同意が得られる森林については、積極的に指定をしていく。
		普通林 (法5.100の2)	地域森林計画対象森林	○1ha以上の開発行為 ○1ha未満の立木の伐採や形質変更	許可 届出	1ha未満の開発行為は対象外となっている。 届出であり、小規模開発の規制はできない。	許可基準として、水資源の確保、環境の保全等の適切な確保があり、有効である。 市町村における指導体制を検討する
長野県ふるさと森林づくり条例 例	森林づくりについて、基本理念を定める。 県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにし、重点的に森林の整備及び保全を図るための必要な事項を定める。	森林整備保全重点地域(条19)	○市町村長からの申出と知事知事による指定がある。 ○指定条件 ・森林所有者、地域住民の合意がえられていること ・面積的にまとまりのある流域であること ・水源地域、保安林率の高い地域	○1ha以上の開発	届出	・森林所有者、地域住民の合意が必要である。 ・指定後には地域住民等を含めた関係者による地域森林委員会の組織化し、県、市町村と協働で森林整備・保全を進める体制づくりが必要である。	保安林等の指定が難しい地域においては、当該地域の指定に向けて市町村と検討を進める。併せて地域住民へのPR活動を進める。
		水道水源保全地区(条11)	○水道水源を保全するため特に必要な区域 ○市町村長の申出により知事が指定。	以下の行為 ①ゴルフ場の建設 ②廃棄物の最終処分場の設置 ③土地の形質の変更で、面積が1haを超えるもの	協議	①市町村長からの申出によることから、県の強断で指定はできない ②他の市町村区域を指定する場合には、該当市町村長の同意取得が必要となる。 ③行為の制限は、開発による水源の汚染や水源の枯渇を防止するためのものであり、取水を目的とした行為には規制できない。	①市町村の申出によらず指定できる仕組みが必要か、市町村長の意向を確認することも含めて検討する。 ②複数市町村に亘る指定の手続きについて課題があるか検討する。 ③取水を目的とした行為に対する規制の必要性を検討する。(私権の制限という視点での検討も必要)
長野県水環境保全条例	水環境の保全について県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにする。水環境の保全対策の総合的な推進を図る。	水道水源保全地区(条11)	○水道水源を保全するため特に必要な区域 ○市町村長の申出により知事が指定。	以下の行為 ①ゴルフ場の建設 ②廃棄物の最終処分場の設置 ③土地の形質の変更で、面積が1haを超えるもの	協議	①市町村長からの申出によることから、県の強断で指定はできない ②他の市町村区域を指定する場合には、該当市町村長の同意取得が必要となる。 ③行為の制限は、開発による水源の汚染や水源の枯渇を防止するためのものであり、取水を目的とした行為には規制できない。	①市町村の申出によらず指定できる仕組みが必要か、市町村長の意向を確認することも含めて検討する。 ②複数市町村に亘る指定の手続きについて課題があるか検討する。 ③取水を目的とした行為に対する規制の必要性を検討する。(私権の制限という視点での検討も必要)

法律名	法の目的	規制地域	指定条件	対象行為	規制方法	課題	検討及び対応
都市計画法	都市計画制限、都市計画事業等必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展等に寄与する。	用途地域(都市計画法第8条)	—	都市計画区域のうち次の開発行為 ①市街化調整区域における全て ②市街化区域内の1,000m <sup>2</sup> 以上 ③未編入都市計画区域の3,000m <sup>2</sup> 以上 ④都市計画区域外の10,000m <sup>2</sup> 以上	許可	開発行為に対する規制は、建築物の建築又は特定工作物の建設のための土地の区画形質の変更に限定される。	水源及び水源林の保全に係る箇所が少ない。
砂防法 砂防指定地等 管理条例	生産土砂の抑制と流走土砂の合理的な処理によってその流域における土砂災害を防止軽減する。	砂防指定地(砂防法第2条)	砂防法第2条。 砂防設備を要する土地または治水上砂防の為、一定の行為の制限等を行うべき土地。	建築物の新築、土地の形質を変更する行為、立木の伐採等。	許可	—	—

(3) 水資源(水)の保全に関する法令

法律名	法の目的	規制地域	指定条件	対象行為	規制方法	課題	検討及び対応
河川法	災害発生防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全。	一級河川 準用河川	一級河川 (河川法第4条) 準用河川 (河川法第100条)	以下の行為 ①流水の占用 ②土地の占用 ③工作物の新築等	許可	—	河川法の適用を受けない普通河川は、市町村が条例により管理している。
地下水取水規制に関する条例等	77市町村中45市町村が条例等を制定(制定率58.4%)。なお、条例の目的は、市町村によって異なる。	市町村によって異なる	市町村によって異なる	市町村によって異なる	市町村によって異なる	未だ32市町村が条例を制定していない。 条例を制定している市町村でも、地下水の採取に関する規制のレベルに差がある。	地下水保全を目的とした条例制定や現行条例の改正などについて、必要に応じて市町村に対して助言・国会において審議中である「地下水の利用の規制に関する緊急措置法案」の審議の動向に注視しつつ、必要に応じて早期成立を要望していく。

参考

森林法の一部を改正する法律案国会可決、4月22日官報公布  
地下水の利用の規制に関する緊急措置法案(衆議院で審議中)

注)

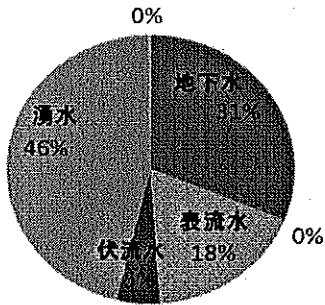
上記の表(1)、(2)、(3)中の「課題」とは、上記に挙げた法律や条例等、森林所有者情報の収集、水源林(土地)と水資源(水)の保全へ適用した際に想定される課題である。

# 別紙4

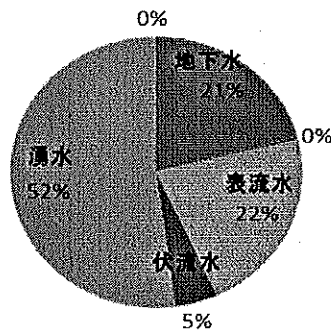
## 県内の水道水源地の現況について

	区分	集計	比率
森林外 + 森林内	井戸	545	31%
	湖	6	0%
	表流水	315	18%
	伏流水	87	5%
	湧水	810	46%
	不明	4	0%
<b>総計</b>		<b>1,767</b>	<b>100%</b>
内訳 森林外	井戸	300	52%
	湖	1	0%
	表流水	54	9%
	伏流水	30	5%
	湧水	194	33%
	不明	2	0%
	<b>小計</b>	<b>581</b>	<b>100%</b>
内訳 森林内	井戸	245	21%
	湖	5	0%
	表流水	261	22%
	伏流水	57	5%
	湧水	616	52%
	不明	2	0%
	<b>小計</b>	<b>1,186</b>	<b>100%</b>

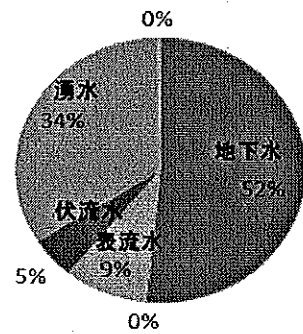
全体 (1,767箇所)



森林内 (1,186箇所 67%)



森林外 (581箇所 33%)



参考

区分	説明
表流水	沢、河川水等
伏流水	河川区域内の地下水で、井戸で取水する
湧水	自噴しているもので、樹等を設置して取水